

行政通知の読み方・使い方

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責条例の改正における監査委員の意見聴取について（通知）

（令和7年3月14日総行第79号、各都道府県担当部局長、各指定都市担当部局長宛、総務省自治行政局行政課長通知）

解説・高林 豊人（総務省自治行政局行政課行政第二係長）

1 はじめに

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7第1項により、普通地方公共団体の長や職員等の当該団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、その一部を免責する旨を条例で定めることができることとされている。

この点、当該条例（以下「一部免責条例」という。）の制定又は改廃に関する議決を議会がしようとするときは、同条第2項により、監査委員の意見を聴くこととされているが、令和7年3月14日付け総行第79号総務省自

治行政局行政課長通知（以下「本件通知」という。）により、一定の場合には監査委員の意見聴取が不要であることが示されたところである。

本稿では、制度の概要に触れつつ、本件通知について解説を行うこととしたい。なお、文中意見にわたる箇所については、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

2 制度の概要

条例による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の制度は、地方自治法等

の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により創設されたものであり（令和2年4月1日施行）、普通地方公共団体の長等の当該団体に対する損害賠償責任の一部を条例によって免責することを可能とするものである。

免責の対象となるのは、「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員」とされているが、第243条の2の8第3項の賠償命令の対象となる会計職員等は除かれている。また、免責の要件は「普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」とされている。

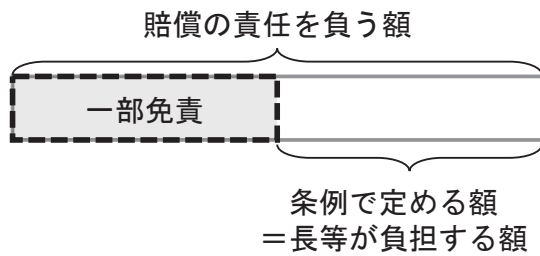
免責される額については、「普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる」とされている。すなわち、「賠償の責任を負う額」か

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

ら「条例で定める額」を控除した額が免責されるものであり、一部免責条例が適用された場合、「条例で定める額」が長等が負担する額（限度額）ということになる（図表参照）。

「条例で定める額」については、「政令で定める基準を参酌して」、「政令で定める額以上で」定めるものとされている。政令で定める参酌基準については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条の4第1項により、給与の一会計年度当たりの額に相当する「基準給与年額」に役職ごとに設定された一定の乗数を乗じて得た額とされており、乗数については、長は6、副知事・副市町村長等は4、人事委員会の委員等は2、その他の職員は1とされている。この点、参酌基準と異なる内容の一部免責条例を定めることは可能であるが、参酌基準を十分に参照した上での判断が求められるものであり、当該団体にはその判断を説明する責任がある

図表



ものと考えられる。また、条例で定める額の最低額である「政令で定める額」は基準給与年額、すなわち、給与の一年分に相当する額とされており、これを下回る額を定めることはできないものである。

一部免責条例は、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任について、一律包括的にその一部を免責するという効果を有するものであり、その制定又は改廃に当たっては、判断の客観的合理性を担保する必要があることから、法第243条の2の7第2項により、普通地方公共団体の議会は、一部免責条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされている。なお、同条第3項により、当該意見の決定は、監査委員の合議によるものとされている。

3 通知の解説

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、一部免責条例で引用している法令の条項の移動（いわゆる「条ずれ」）等に伴う当該条例の改正については、監査委員の意見聴取を不要とすることについて提案がなされた。すなわち、条例において「〇〇法第〇条に基づき…」のように法令の条項を引用して

いる場合、法令改正等により当該条項の移動が生じると、当該条例についても改正が必要となるが、このような法令の条項の移動等に伴う一部免責条例の改正については、監査委員の意見聴取を不要とすることを求めるものである。

この背景としては、令和6年4月1日に施行された法令改正において、関係する条項の移動が含まれていたことが挙げられる。すなわち、法については、当初、第243条の2として規定されたが、その後、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、現行の第243条の2の7に繰り下げられた。また、令についても、当初、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第156号）により、第173条として規定されたが、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）により、現行の第173条の4に繰り下げられた。一部免責条例の規定よりは団体によって異なると思われるものの、これらの規定を当該条例で引用している団体においては条例改正が必要となり、その際の実情を踏まえて提案が行われたものと考えられる。

当該提案に対しては、総務省において検討が行われ、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）

において、「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正における監査委員への意見聴取（第243条の2の7第2項）については、当該条例の内容に実質的な変更がない場合には監査委員への意見聴取が不要であることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。」とされた。これを踏まえ、令和7年3月14日付けで本件通知が示されたものである。

本件通知では、法第243条の2の7第2項に基づく監査委員の意見聴取に関して、「法令又は条例の制定又は改廃に伴う条項の移動等の『前項の条例』で定めるべき内容を実質的に変更しないもの」については、「監査委員の意見を聴く必要はないものと解される」との考え方が示されている。

この点、監査委員の意見聴取は「前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするとき」に求められるものであるところ、ここでいう「前項の条例」とは、同条第1項の「政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定める」という部分を指している。また、監査委員の意見聴取については、前述のとおり、一部免責条例の制定又は改廃に当たって、判断の客観的合理性を担保するためのものであり、条例の内

容が公平性・客観性を欠くものではないか、条例で定める額が職責、年収等に照らして相当性を欠くものではないか等について意見を述べることとされている。これらのことを踏まえると、一部免責条例の改正であっても、当該条例で定めるべき内容を実質的に変更しないものについては、監査委員の意見聴取は不要であると解されるものである。

なお、本件通知では、監査委員の意見聴取が不要なものとして、法令等の条項の移動に伴う条例改正が例示されているが、一部免責条例で定めるべき内容を実質的に変更しないものであれば、これに限られるものではない。この点、具体の条例改正に則して判断する必要があるが、例えば、法令等の改正に伴う用語の整理、すなわち、用語用法等に意義の変更が全くない用語の変更のための条例改正であれば、監査委員の意見聴取は不要であるものと考えられる。他方で、運用に当たっては、監査委員の意見聴取が必要なものについて、意見聴取を省略してしまうことがないよう、本件通知の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

4 おわりに

法第243条の2の7については、地方自

治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「令和6年改正法」という。）により、第243条の2の8に繰り下げられるとともに、令第173条の4についても、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）により、第173条の5に繰り下げられることが予定されているところであり（いずれも令和6年改正法の公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）、これらの規定を引用している条例については改正が必要となる。

昨今、地方公共団体の人材不足が指摘されているところ、本件通知で示された考え方に基づき、監査委員の意見聴取を不要とすることは、一部免責条例の改正に当たって、事務負担の軽減に資するものと考えられる。当該条例を制定している団体におかれては、本件通知を踏まえ、適切な対応をお願いしたい。

通知

○普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責条例の改正における監査委員の意見聴取について（通知）

（令和7年3月14日総行第79号、各都道府県担当部長、各指定都市担当部長宛、総務省自治行政局行政課長通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7第2項により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（以下「一部免責条例」という。）の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、監査委員の意見を聴くこととされているところですが、令和6年地方分権改革に関する提案募集において、一部免責条例で引用している法令の条項の移動等に伴う当該条例の改正については、監査委員の意見聴取を不要とすることについて提案がありました。

本提案の内容を踏まえ、当該規定の考え方について下記のとおり周知しますので、一部免責条例を制定している団体におかれては、当該条例の改正に当たって適切な対応をお願いいたします。また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

法第243条の2の7第2項の「前項の条

例の制定又は改廃に関する議決をしようとするとき」について、このいう「前項の条例」とは、同条第1項の「政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定める」という部分を指しているところ、同条第2項に基づく監査委員の意見聴取は、条例の制定又は改廃に当たって、判断の客観的合理性を担保するためのものであり、条例の内容が公平性・客観性を欠くものではないか、条例で定める限度額が職責、年収等に照らして相当性を欠くものではないか等について意見を述べることとされている。

したがって、法令又は条例の制定又は改廃に伴う条項の移動等の「前項の条例」で定めるべき内容を実質的に変更しないものについては、同項に基づく監査委員の意見を聴く必要はないものと解される。

注

(1) 算定方法の詳細については、令及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）を参照。

(2) 令和5年4月1日現在で一部免責条例を制定しているのは、都道府県が45団体、市区町村が381団体とされており、このうち、参酌基準と異なる内容としているのは市区町村

で6団体とされている（総務省「地方自治月報第61号」）。

(3) 地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現に向けて検討を行うもの。詳細については、内閣府地方分権改革推進室のホームページを参照。